

5月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和2年5月26日（火） 午後3時00分～午後3時51分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(岡本 聡) 教育総務課長(太田英明)
学校教育課長(鈴木聖慈) 幼児教育課長(小野田剛士)
社会教育課長(吉原 淳) スポーツ・文化課長(尾崎 修)
教育総務課長代理(木下靖義)
- 3 報 告 第 9 号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第2号）専決について
第 10 号 湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
第 11 号 湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
第 12 号 湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 13 号 湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
第 14 号 湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 15 号 湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について
第 16 号 学校評議員の委嘱又は任命について
第 17 号 湖西市社会教育委員の委嘱について
第 18 号 湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について
第 19 号 湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について
第 20 号 新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について

第 21 号 特別史跡新居関跡整備委員会委員の委嘱について

第 22 号 特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員の委嘱について

4 議案 第 17 号 令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）要求について

午後 3 時00分開会

(渡辺教育長) 出席は 5 名、定足数に達しているので、令和 2 年 5 月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

報告第 9 号「令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）専決について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 報告第 9 号「令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）専決について」、報告第 9 号「令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）専決について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、別紙のとおり補正予算を専決処分したので報告する。令和 2 年 5 月 26 日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この補正予算は、令和 2 年 5 月 11 日に専決処分をさせていただいたもので、ここに報告するものである。すべて新型コロナウイルス感染症対策に係る予算であり、一部、一般財源の持ち出しはあるものの、原則として国庫補助金を財源とした事業となっている。教育総務課 歳入 367 万 5,000 円の増額、歳出 490 万円の増額、幼児教育課 歳入及び歳出 850 万円の増額である。

初めに歳出について説明する。3 款 2 項 3 目 保育所費の民間保育所助成事業費及び公立保育所・こども園総務費の補正額は、それぞれ 400 万円、200 万円で、感染拡大防止のため、保育園・こども園が保健衛生用品を購入する費用について、民間には補助金として、公立には消耗品費、備品購入費として 1 園当たり 50 万円を計上したものである。10 款 1 項 3 目 教育指導費の学校給食推進事業費の補正額は、490 万円で、3 月の学校給食停止期間において、既に発注していた給食食材のキャンセル料等を補償するため、事業者への補償金を計上したものである。4 項 1 目 幼稚園費の幼稚園総務費の補正額は、250 万円で、感染拡大防止のため、さきほどの保育園同様、保健衛生用品を購入する費用について、消耗品費、備品購入費として 1 園当たり 50 万円を計上したものである。以上、歳出の補正額は、1,340 万円の増額である。

続いて歳入についてご説明する。15 款 2 項 3 目 民生費国庫補助金の補正額は、600 万円で、保育園・こども園の保健衛生用品購入のための事業費に係る保育対策総合支援事業費補助金 600 万円を計上したものである。10 目 教育費国庫補助金の補正額は、617 万 5,000 円で、学校給食停止期間の事業者への補償に対する学校臨時休業対策費補助金 367 万 5,000 円及び幼稚園の保健衛生用品購入のための事業費に係る教育支援体制整備事業費交付金 250 万円を計上したものである。以上、歳入の補正額は、1,217 万 5,000 円の増額である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第 10 号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第 10 号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、報告第 10 号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市就学支援委員会規則（昭和 56 年湖西市教育委員会規則第 1 号）第 4 条の規定により下記の者を湖西市就学支援委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和 2 年 5 月 26 日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この委員会については、湖西市の小・中学校において心身に障害をもつ児童生徒さらには就学児を対象として、その心身の障害の程度に応じて適正な就学支援を行うために制定されたものである。委員については、25 名以内で組織することになっており、その任期は 1 年となっている。令和 2 年度については、名簿のとおり 20 名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

なお、これ以後の報告も同様だが、名簿中欄外に印がついている方は本年度から委員をお勤めいただく方である。

以上。
(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第11号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第11号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱（昭和56年湖西市教育委員会告示第56号）第3条の規定により下記の者を湖西市不登校児等対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、湖西市内の小・中学校に在学している不登校児童生徒等の指導の適正化を図るという趣旨のもとに制定されている。不登校児童生徒等の指導に係る情報交換や、指導経過についての情報交換等が所掌事項である。委員の任期は1年となっている。令和2年度については、名簿のとおり20名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。
(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第12号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第12号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱（平成9年湖西市教育委員会告示第16号）第3条の規定により下記の者を湖西市チャレンジ教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、不登校児童生徒の「集団への適応力」を育み、自立支援を通して学校への復帰を目指す湖西市チャレンジ教室の運営や指導方法について協議するために制定されたものである。委員の任期は、1年となっている。令和2年度については、名簿のとおり19名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。
(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第13号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第13号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市いじめ対策連絡協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により下記の者を湖西市いじめ対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、要綱に基づき、湖西市の小・中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることをねらいとして開催するものである。いじめ問題に係る各校の状況報告、および個別のケースに対する情報交換や指導方法の検討が主な協議内容である。委員の任期は1年となっている。令和2年度については、名簿のとおり17名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。
(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第14号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第14号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第10号）第3条の規定により下記の者を湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、湖西市在住の外国人児童生徒が、学校生活への円滑な適応を図り、教育の振興を促進するために設置されているものである。外国人児童生徒の学校生活や学習状況に係る情報交換、指導方法の検討などが主な協議内容である。委員の任期は1年となっている。令和2年度については、名簿のとおり17名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第15号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第15号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、湖西市教科等指導リーダー相談員設置要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第53号）第3条の規定に基づき、下記の者を湖西市教科等指導リーダー相談員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市教科等指導リーダー相談員は自らが各種研修会に参加し、専門性や指導力を高めるとともに各校からの要請に応じて訪問指導を行うことで、市内教職員の資質向上ならびに教育の振興を図るという目的のもとに配置している。任期は原則3年である。令和2年度は、新しく相談員6名を委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第16号「学校評議員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第16号「学校評議員の委嘱又は任命について」、湖西市公立学校管理規則（昭和44年湖西市教育委員会規則第1号）第37条の規定により下記の者を学校評議員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市学校評議員設置要綱にあるように、学校評議員は、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するために、校長が地域の方々の意見を幅広く取り入れることを目的として配置するものである。学校に置く学校評議員の定数は、各校5名以内で、その任期は1年としている。名簿のとおり、55名を評議員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(田中委員) 学校評議員とPTAが交わることはあるのか。

(学校教育課長) 保護者と学校評議員が直接交わるということはない。学校評議員は地域に住んでいる方からの視点で、学校に対して意見をいただいている。学校を離れて教員からは見えない児童生徒のことを教えていただき、学校の教育活動に生かしている。

(渡辺教育長) 続いて、報告第17号「湖西市社会教育委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第17号「湖西市社会教育委員の委嘱について」、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び湖西市社会教育委員条例（昭和30年湖西市条例第27号）第1条の規定により、下記の者を社会教育委員に委嘱したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

社会教育法では、第15条の規定により市に社会教育委員を置くことができるとされ、その委員については、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとされている。湖西市社会教育委員条例では、委員の定数は15人以内、任期は2年となっている。令和2年4月30日の任期満了に伴い委員の委嘱をするものである。委嘱した社会教育委員9名のうち6名が再任、3名が新任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(佐原委員) 図書館推薦の委員は、図書館の関係の方か。

(社会教育課長) 図書館から推薦された、図書に関し知識のある図書館ボランティアである。

(渡辺教育長) 続いて、報告第18号「湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第18号「湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年育成センター設置要綱（昭和47年湖西市教育委員会告示第1号）第9条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター青少年補導員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市青少年育成センター設置要綱では、青少年の補導活動を行うためセンターに青少年補導員を置くこととされており、その数は60人以内、任期は2年で、教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。令和元年5月1日付で委嘱した補導員のうち、学校推薦を含めた9名の委員が変更となったため、委嘱または任命したものである。任期については、前任者の残任期間である令和3年4月30日までである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第19号「湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第19号「湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について」、湖西市文化財保護条例（昭和52年湖西市条例第33号）第45条第1項、第46条第1項及び同施行規則（昭和54年湖西市教育委員会規則第2号）第32条の2の規定により、下記の者を湖西市文化財保護審議会委員に委嘱したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は、名簿のとおり6名で、任期は令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年間である。湖西市文化財保護条例第43条、第44条にあるように「教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する」ため、湖西市文化財保護審議会を置くこととされている。条例第45条、第46条にあるように委員は8人以内で任期は2年となっており、湖西市文化財保護条例施行規則第32条の2第1項のとおり、委員は学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。名簿の右側に印のついているのが新任の委員で、他の4名の委員は再任である。

なお、当文化財保護審議会委員は、のちほど報告する新居関所史料館運営委員を兼ねている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。樹木医はどういう方か。

(教育次長) 天然記念物等で、樹木の案件が増えてきているため委嘱した。樹木の医者である。

(渡辺教育長) 委員が1名増えたということか。

(教育次長) そのとおりである。

(渡辺教育長) 続いて、報告第20号「新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第20号「新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について」、新居関所史料館条例（平成22年湖西市条例第16号）第11条第1項、第2項及び第13条の規定により、下記の者を新居関所史料館運営委員会委員に委嘱したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり6名で、任期は令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年間である。新居関所史料館条例第11条、第12条にあるように「教育委員会の諮問に応じ、史料館における各種の事業の企画実施につき、調査審議を行う」ため、新居関所史料館運営委員会を置くこととされている。委員は、知識経験のある者8人以内で組織し、教育委員会が委嘱することとなっている。名簿の右側に印のついているのが新任の委員で、他の4名は再任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第21号「特別史跡新居関跡整備委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第21号「特別史跡新居関跡整備委員会委員の委嘱について」、特別史跡新居関跡整備委員会要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第13号）第3条第1項、第2項の規定により、下記の者を特別史跡新居関跡整備委員会委員に委嘱したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり6名で、任期は令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年間である。特別史跡新居関跡整備委員会要綱第2条にあるとおり、「新居関跡整備事業に係る基本計画の策定及び基礎的調査、資料収集を行う」ため、特別史跡新居関跡整備委員会を設置するものである。要綱第3条にあるように委員は10人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。名簿の委員6名のうち、2人は新任、4人は再任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第22号「特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第22号「特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員の委嘱について」、特別史跡新居関跡整備委員会要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第13号）第6条の規定により、下記の者を特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員に委嘱したので報告する。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

特別史跡新居関跡整備委員会要綱第6条のとおり、専門的かつ詳細な検討のため、専門部会を置くことができるとされており、建築専門部会を置くものである。委員の任期は2年で、名簿の委員4名はすべて再任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、議案第17号「令和2年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 議案第17号「令和2年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長に別紙のとおり補正予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和2年5月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

教育総務課 歳出167万円の増額、学校教育課 歳入及び歳出170万2,000円の増額、スポーツ・文化課 歳出60万9,000円の増額である。

初めに歳出について説明する。10款1項2目 事務局費の事務局関係経費の補正額は、167万円で、職員の産休・育休に伴い、会計年度任用職員を配置したことにより、1名分の会計年度任用職員報酬を増額するものである。3目 教育指導費の教職員育成事業の補正額は、170万2,000円で、白須賀小学校、白須賀中学校が文部科学省の研究指定校になったため、61万円の報償費、41万7,000円の普通旅費、67万1,000円の消耗品費及び4,000円の食糧費を増額するものである。6項6目 文化振興費の文化財保護保存費の補正額は、60万9,000円の増額で、県指定文化財応賀寺薬師堂の動力消防ポンプが故障したため、取替に対する補助金を増額するものである。以上、歳出の補正額は、398万1,000円の増額である。

続いて、歳入について説明する。16款3項10目 教育費国庫補助金の補正額は、170万2,000円の増額で白須賀小学校、白須賀中学校が文部科学省の研究指定校になったため、県委託金を計上するものである。以上、歳入の補正額は、170万2,000円の増額である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(佐原委員) 白須賀小学校、白須賀中学校が文部科学省の研究指定校になったことだが、普通旅費の内容について聞きたい。

(学校教育課長) 白須賀小学校、白須賀中学校の教員が道德教育に関する指定を受けたので、道德教育を先進的に進めている地域への研修旅費である。旅費は10回程度を見込んでいます。

(河合委員) 応賀寺の消防ポンプ修繕について予算が計上されているが、消防ポンプは誰が使うのか。

(スポーツ・文化課長) 文化財保護のため、消防ポンプを設置している。応賀寺で使用していただくものである。

(河合委員) 応賀寺の住職が消火活動を行うのか。

(教育次長) 檀家総代を中心に自衛組織はあるが、初期消火は応賀寺の家族で対応し、その後、すぐに自衛組織が駆けつけることになる。ポンプは1人で扱えるものである。

(渡辺教育長) 他に質疑がないようであれば、議案第17号「令和2年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第17号「令和2年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和2年5月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時51分終了